

	<p>まるやまひがし かたくちどき かもした 「丸山東遺跡の片口土器」が区指定文化財、「鴨下家文書」が区登録文化財になりました！</p>
と き	令和3年3月10日(水)指定・登録
<p>10日(水)、練馬区教育委員会は、「丸山東遺跡の片口土器」を区指定文化財、「鴨下家文書」を区登録文化財とした。</p> <p>区では、かけがえのない文化遺産を守り後世に引き継いでいくために、昭和61年3月に「練馬区文化財保護条例」を制定し、文化財の指定・登録を行っている。</p> <p>「丸山東遺跡の片口土器」は、東京外かく環状道路敷設に先立って、平成2年から平成4年まで実施した外かん道路関連遺跡の丸山東遺跡(大泉町3丁目から4丁目に所在)の発掘調査で見つかった。片口土器は、深鉢形の器形で、口縁の一方にU字状の片口をもち、縄文時代前期に限られた地域で出土する。器面には、縄の施文方向を変えたりして多様な文様が表現されている。区内での片口土器の出土例は少なく、ほぼ完全な形に復元できた個体は、本例のみである。</p> <p>「鴨下家文書」は、旧石神井村田中(現三原台1丁目)で、田柄用水を利用した水車により精穀業・製粉業を営んでいた鴨下家に伝存した文書類517点。明治時代から昭和20年代頃までの水車稼働関連文書類などがある。水車の稼働実態や、精穀や製粉した商品の納品先などがわかる帳簿類がまとまって残り、当時の生活の様相や変遷を知ることができる。昭和46年と平成28年に練馬区に寄贈され、石神井公園ふるさと文化館で保管されている。</p> <p>同館で3月20日から5月16日までの期間、資料の一部を展示する。</p>	



▲丸山東遺跡の片口土器



▲鴨下家文書

【参考】指定・登録文化財について

指定・登録候補の文化財は、区が事前調査を行い、練馬区文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録する。なかでも特に価値が高いものが、指定文化財となる。今回の指定・登録により、区の登録文化財は214件、そのうち指定文化財は49件となった。

【問い合わせ】練馬区 文化・生涯学習課 伝統文化係 電話03-5984-2442